

平成30年度 日教弘佐賀支部奨励金 実施要項

1 給付の対象

学校教育、社会教育等において、広く社会・教育・文化の向上発展に寄与する有益な研究・活動を対象とし奨励金を給付する。

ただし、①営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの ②他の機関からの委託によるもの ③実質的に完了しているものは、給付の対象にならない。

2 応募の資格要件

- (1) 学校教育に関する研究・活動については、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学、教育研究機関等における取り組みを対象とする。
- (2) 社会教育等に関する研究・活動については、グループ・団体（PTA・児童・生徒等の活動を含む）の取り組みを対象とする。
- (3) 応募者は、計画の推進に責任を持ち、奨励金の管理及び事後の報告を確実にできることを条件とする。

3 給付金の使途

次のものは給付対象となりません。

- (1) 申請者本人（共同者を含む）の人件費。
なお、旅費については、本奨励金の給付対象となる研究に係る旅費に限り対象とする。
（講師招聘旅費、視察旅費、研究発表旅費 等）
- (2) 汎用性のある機器（パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等）の購入費。
- (3) 組織等の一般管理費
- (4) 執行残金が生じた場合は返金手続きが必要となります。

※助成金の使途が申請時のものから変更になる場合は、必ず弘済会佐賀支部に連絡してください。協議の上、変更の可否を通知します。

※なお、本奨励金の趣旨とそぐわない内容の場合は助成を取り消し、返金していただくことがあります。

4 応募締切 平成30年6月29日（金）

5 給付金額 1件当たり10万円～30万円

<研究・活動の内容や事業規模等を精査し、給付額を決定する。>

6 募集件数 5～15件程度

7 採用方法 審査・選考委員会での選考を経て採用を決定する。

8 選考基準

- (1) 萌芽性：独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの。
- (2) 計画性：計画が十分に検討されているもの。
- (3) 貢献性：継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの。
- (4) 必要性：政府・企業等の補助や助成が得難く、本会給付の必要性が高いもの。
- (5) 伝統性：伝統技術・芸能・文化財としての継承保存の価値が認められるもの。
- (6) その他：本会が、その価値を認め評価するもの。

9 応募方法

日教弘佐賀支部奨励金申請書及び日教弘佐賀支部奨励金推薦書を弘済会佐賀支部ホームページからダウンロードして提出する。

なお、学校長名で申請の場合、推薦書は提出不要。

10 その他

給付対象者は、研究経過・結果等に関する日教弘佐賀支部奨励金成果報告書を弘済会佐賀支部ホームページからダウンロードして提出する。

また、提出された報告書等は公表できるものとする。

【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人日本教育公務員弘済会佐賀支部

〒849-0916

佐賀市高木瀬町大字東高木227-1 佐賀県教育会館2階

〔TEL〕 0952-31-4768

〔FAX〕 0952-31-4772

佐賀支部ホームページアドレス <http://www.kyoko-saga.jp>